

印西市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年(2014 年)11 月

印西市

目 次

I	はじめに	1
1.	策定の経緯	1
II	対策の基本方針	3
1.	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2.	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3.	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4.	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
5.	関係機関の役割	9
6.	市行動計画の基本事項（主要5項目）	11
(1)	実施体制	11
(2)	情報提供・共有	12
(3)	予防・まん延防止	13
(4)	医療	18
(5)	市民生活及び市民経済の安定の確保	18
7.	発生段階	19
III	各段階における対策	20
1.	未発生期	20
(1)	実施体制	20
(2)	情報提供・共有	20
(3)	予防・まん延防止	21
(4)	医療	21
(5)	市民生活及び市民経済の安定の確保	21
2.	海外発生期	23
(1)	実施体制	23
(2)	情報提供・共有	23
(3)	予防・まん延防止	23
(4)	医療	24
(5)	市民生活及び市民経済の安定の確保	24
3.	国内発生早期（県内・市内未発生）～県内（市内）発生早期	25
(1)	実施体制	25
(2)	情報提供・共有	25
(3)	予防・まん延防止	26
(4)	医療	27
(5)	市民生活及び市民経済の安定の確保	27
4.	県内（市内）感染期	31
(1)	実施体制	31
(2)	情報提供・共有	31
(3)	予防・まん延防止	32
(4)	医療	33

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	34
5. 小康期	37
(1) 実施体制	37
(2) 情報提供・共有	37
(3) 予防・まん延防止	38
(4) 医療	38
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	38
(参考 1)	
鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対応	39
(参考 2)	
用語解説	40

I はじめに

1. 策定の経緯

(1) 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、毎年、流行を繰り返している季節性インフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫をもっていないため、世界的な大流行（以下「パンデミック」という。）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的・経済的な影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同等に社会的影響が大きいものが発生する可能性もあり、国ではこれらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしている。

(2) 国の新型インフルエンザ対策への取組

国では、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」による新型インフルエンザ対策の強化に合せて、平成 21 年 2 月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。

また、同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計され、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人、死亡率 0.16（人口 10 万対）であり、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性の違いによる対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。実際、病原性が季節性インフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、この時の経験を踏まえ、平成 23 年 9 月に新型インフルエンザ行動計画を改定した。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

国では、これまでの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年 4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定し、平成 25 年 4 月に施行した。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

する法律（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

（４）政府行動計画の作成

国は、特措法第６条に基づき、平成２５年６月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

（５）千葉県行動計画の作成

千葉県は、平成１７年１１月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法に基づく政府の行動計画の策定を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするために、平成２５年１１月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を改定した。

県行動計画は、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すもので、全庁（出先機関を含む）が一体となって取組を推進し、対策を実施するとされている。

（６）市行動計画の作成

本行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、関係する部署が本行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。

また、本行動計画に基づき、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施することが必要である。

なお、本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、以下のとおりである。

- 感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第６条第９項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同等に社会的影響が大きいもの

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り込み見直す必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合、適時適切に変更を行うものとする。

Ⅱ 対策の基本方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。本市のある千葉県は、世界の玄関口である成田国際空港を擁しているため、その懸念は小さくないと考えられる。

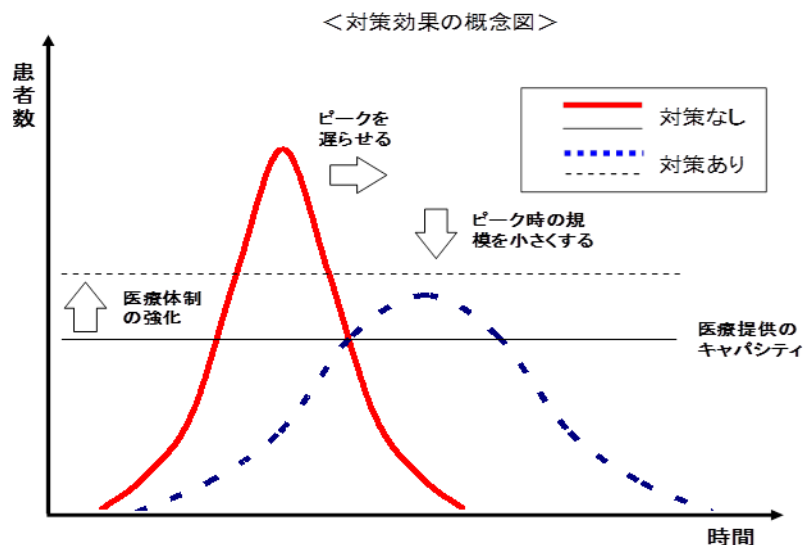
新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療体制のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市においては、科学的知見、成田空港に近いなどの地理的条件及び国や他自治体の対策も視野に入れながら、医療体制等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- ・発生前の段階では、市民に対する啓発や事業所等による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行う。
- ・国内で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切替える。
- ・国内の発生当初の段階では、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の実施に関し、必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。

なお、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

- ・国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民の生活及び経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応していくことが求められる。
- ・市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、指定（地方）公共機関（特措法第2条第6号に規定する指定公共機関及び同法第2条第7号に規定する指定地方公共機関を言う。以下同じ。）による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や食料品・生活必需品等の備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

【発生段階ごとの状態】

発生段階（国）	発生段階（県・市）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	県内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
国内感染期	県内（市内）発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える段階
	県内（市内）感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市では、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生時に、特措法や関係法令、市行動計画等に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携を図り、特に次の点に留意し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

（1）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（2）関係機関相互の連携協力の確保

「印西市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関して、必要に応じ県対策本部長へ総合調整を行うよう要請する。

（3）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

県行動計画で想定した患者数等を参考として、市内における患者数等を推計する。

また、新型インフルエンザ等発生による社会への影響については、県行動計画で示された影響例や過去の流行状況等に基づき、想定される影響例を示す。

(1) 想定される患者数

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

ここでは、有効な対策を考える上で被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を示すが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは困難である。

市行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定しており、市においても国及び県と同様の割合による被害が生じるものとして推測値を算出した。

発生時の被害想定

重度別	印西市	千葉県	全国
医療機関受診患者数	約 9,000 人～17,200 人	約 63 万人～121 万人	約 1,300 万人～2,500 万人
入院患者数※	約 370 人～1,400 人	約 2.6 万人～9.7 万人	約 53 万人～200 万人
1 日当たりの最大 入院者数	約 70 人（中等度） 約 280 人（重度）	約 4,900 人（中等度） 約 19,400 人（重度）	約 10.1 万人（中等度） 約 39.9 万人（重度）
死亡者	約 120 人～440 人	約 0.8 万人～3.1 万人	約 17 万人～64 万人

※平成 22 年国勢調査の人口割合から算出（千葉県人口：全国の 4.85%）

（印西市人口：千葉県の 1.42%）

- ・市人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 9,000 人～約 17,200 人と推計される。
- ・入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 370 人、死亡者数の上限は約 120 人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 1,400 人、死亡者数の上限は約 440 人と推計される。

※これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の県内及び市内の医療提供体制、衛生状況等により異なる場合がある。

※被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

※未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要がある。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

（２）想定される社会的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、県の想定例を参考として、次のような影響を一つの例として想定する。

- ・市民の 25%が約 8 週間の流行期間にピークを作りながら順次り患する。り患者は、1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 関係機関の役割

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO やその他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な協力を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

(2) 県の役割

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

(3) 市の役割

住民に最も近い行政単位であり、地域住民へのワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要な医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の構築を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

また、市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が望まれる。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザと同様、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めるとともに、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6. 市行動計画の基本事項（主要5項目）

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、（１）実施体制、（２）情報提供・共有、（３）予防・まん延防止、（４）医療、（５）市民生活及び市民経済の安定の確保の5項目に分けて立案している。

項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

（１）実施体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた市行動計画をあらかじめ作成し、広く関係機関や市民に周知する。

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理の問題として、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となって取り組む必要がある。

① 印西市新型インフルエンザ等対策本部

ア 設置

- ・ 新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合、本市は速やかに特措法に基づかない任意の「印西市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。
- ・ その後、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、「印西市新型インフルエンザ等対策本部」を特措法に基づく市対策本部と位置付ける。
- ・ なお、任意に設置する「印西市新型インフルエンザ等対策本部」の組織及び職務等については、特措法及び印西市新型インフルエンザ等対策本部条例に準ずるものとする。

イ 構成

- ・ 本部長：市長
- ・ 副本部長：副市長、教育長
- ・ 本部員：各部長等
- ・ 事務局：健康増進課

(2) 情報提供・共有

① 情報提供・共有の目的

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、これらの間でコミュニケーションが必要である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

② 情報提供手段の確保

外国人、高齢者、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できるだけ迅速に情報提供を行うことを基本とする。

③ 市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生前には、発生時の危機に対応する情報提供だけではなく、予防的対策として発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、実際に発生した時に市民等に正しく行動してもらう上で必要である。

保育所、幼稚園、学校等における集団感染については、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、園児、児童、生徒に対しては、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前からの認識の共有を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時は、発生段階に応じ、市内外の発生状況と対策の状況について、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。特に、対策決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項について判断されたのか）や、対策の理由及び対策の実施主体を明確にすることが重要である。

新型インフルエンザ等の感染拡大を防ぐには、市民への患者発生の情報提供は公益性が非常に高い反面、患者の個人情報が流出する危険があるため、情報発信時には留意し、啓発に不必要な「患者個人を特定するデータ」の取扱いは慎重に行う。万一、誤った情報が確認された場合は、風評被害を防ぐため、それらを個々に打ち消す情報発信に努めることとする。

④ 情報提供体制

情報提供に当たっては、市を中心とした統一的な対応をとる必要があるため、情報を市対策本部に集約し調整の上、適切な情報を担当部門等が提供することで一元化を図る。

(3) 予防・まん延防止

① 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の構築を図るための時間を確保することに繋がる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることに繋がる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じ、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

② 個人における対策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するように促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が、必要に応じ、不要不急の外出自粛等を行った場合は、その対策に協力する。

③ 地域・職場における対策

地域・職場対策については、市内発生早期から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、千葉県が特措法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域とされ、県が、必要に応じ、市域において施設の使用制限を行った場合は、その対策に協力する。

④ 予防接種

ア 基本的な考え方

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザによる健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることに繋がる。

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめ、また、市内における医療やライフライン等社会機能維持のため、特措法第28条に基づく特定接種や特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を行う。

また、市は、住民接種について、「集団的接種」など円滑に接種を行う体制を構築する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得るものは、政府行動計画において、具体的に示されている。

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、政府行動計画において、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることとされている。

事前に上記のような基本的な考え方により接種順位等が整理されるが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、政府対策本部において判断し、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や、亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンが用いられることとなる。

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

ウ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が発令された場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による臨時の予防接種を行うこととなる。

また、緊急事態宣言が発令されていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

原則として、集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行える

よう接種体制の構築を図る。

なお、住民接種の接種順位については、政府行動計画において特定接種対象者以外の接種対象者について、次の4つの群に分類されるとともに、状況に応じた接種順位とすることを、基本的な考え方としている。

- 1) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患により入院又は通院中の者、妊婦等）
- 2) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 3) 成人・若年者
- 4) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

住民接種の優先順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような考え方を踏まえ国において決定する。

○重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

① 医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

① 医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

○我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

① 小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
- ① 小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

○重症化、死亡を限りなく抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることも重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
- ① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
- ① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

エ 留意点等

「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部において、総合的に判断し決定されることとなる。

【特定接種・予防接種の概要】

	特定接種	住民接種	
		臨時の予防接種	新たな臨時の予防接種
根拠条項	特措法第 28 条	特措法第 46 条 予防接種法第 6 条第 1 項	予防接種法第 6 条第 3 項
	医療の提供、生活及び経済の安定維持に寄与する者に対するワクチンの接種 ※	一般住民に対する緊急事態宣言が発令された場合の新型インフルエンザワクチンの接種	一般住民に対する新型インフルエンザワクチンの接種
実施主体	国（登録事業者の業務従事者・国家公務員）、県（県職員）、市町村（市町村職員）	市町村	市町村
対 象 者	登録事業者の業務従事者、国家公務員、地方公務員	住民（医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者に分類）	住民（同左）
実施時期	政府対策本部において必要と認めるとき（緊急事態宣言前にも実施）	緊急事態宣言が発令されている場合で、政府対策本部において必要と認めるとき	緊急事態宣言が発令されていない場合で、厚生労働大臣の指示があったとき
実施内容	対策実施上の必要を考慮し、①医療関係者、②公務員、③指定（地方）公共機関等事業者、④その他事業者の優先順位を基本とするが、発生時には、基本的対処方針にて決定する。	発生した新型インフルエンザ等の病原性や、住民への健康被害の程度、地域生活・地域経済に及ぼす長期的な影響等を考慮し、接種順位を決定の上実施する。	同左

※備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることになるが、発生した新型インフルエンザ等に対してプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることになる。

(4) 医療

① 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにも繋がる。

② 発生前における医療体制の構築

新型インフルエンザ等の未発生期から、県と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に対し、必要に応じて協力する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、市は事前に十分な準備を行う。

また、市民に対し、家庭内での感染対策や、市内事業者に対しても、職員や職場における感染対策等の十分な事前準備を呼びかけていく。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、

あらかじめ、発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズ（P44参考）の引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するが、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。

市では、県行動計画等と整合性を持たせた市行動計画等で定められた対策を、段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言※が行われた場合には、対応の内容も変化するということに留意が必要である。

※政府対策本部長は国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的大規模かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認めるときは、措置を実施すべき期間、区域等を公示することとしている。

Ⅲ 各段階における対策

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要５項目の個別の対策を記載する。
また、緊急事態宣言の場合の措置についても記載する。

1 未発生期
○状況 ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
○目的 ・ 発生に備えて体制の構築を行う。
○対策の考え方 ・ 市行動計画に基づき、県、関係機関等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を行う。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識の共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

（１）実施体制

① 市行動計画の作成等

- ・ 市では特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備え、市行動計画の策定を行い、必要に応じ見直す。（健康福祉部、関係部局）

② 体制の整備及び関係機関との連携強化

- ・ 市では、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（全庁）

（２）情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（健康福祉部、関係部局）
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいなど個人レベルの感染予防の重要性を市民に周知する。（健康福祉部）

② 体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定する。（健康福祉部、総務部）
- ・ 一元的な情報提供を行うために、情報の集約など、分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。（健康福祉部、総務部）
- ・ 情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制

を構築する。（健康福祉部、総務部）

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に応じて「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する準備を進める。（健康福祉部）

（３）予防・まん延防止

① 対策実施のための準備

- ・ 個人における対策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等発生時には、自らの発症が疑わしい場合は、印旛健康福祉センター（印旛保健所）に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（健康福祉部）

② 予防接種

- ・ 国が作成する特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、市内の事業者に対する登録作業に係る周知に協力する。（健康福祉部）
- ・ 市内の事業者の登録申請の受付、基準に該当する事業者や、登録事業者としての登録について国及び県に協力する。（健康福祉部）
- ・ 国及び県の要請に基づき、特定接種の対象となる職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう接種体制を構築する。（総務部、健康福祉部、関係部局）
- ・ 市内に居住する者に対して速やかに予防接種ができるよう、県の支援を得て、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種日の周知・予約等、接種の具体的な実施方法についての体制を構築する。（健康福祉部、関係部局）

（４）医療

① 地域医療体制の構築

- ・ 県が行う地域における会議等において関係機関との連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の構築に協力する。（健康福祉部）

（５）市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援
- ・ 市内感染期における高齢者、障がい者、介助者がいない児童等の要援護者の把握、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等についての具体的手続きを策定する。（健康福祉部、教育部、総務部）

- 火葬能力等の把握
- 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を構築する。(健康福祉部、環境経済部)

- 物資及び資材の備蓄等
- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。(健康福祉部、関係部局)

2 海外発生期
○状況 ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。
○目的 ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 ・国内（県内及び市内）発生に備えて体制の構築を行う。
○対策の考え方 ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう準備をする。 ・対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等に関する積極的な情報収集を行う。

（１）実施体制

① 体制強化等

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、速やかに、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置する。（健康福祉部、関係部局）

（２）情報提供・共有

① 情報提供

- ・市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内に発生した場合に必要な対策等を情報提供し、注意喚起を行う。（健康福祉部、関係部局）
- ・「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、国が作成したQ & Aに基づき、市民からの相談及び問い合わせに対応する。（健康福祉部）

（３）予防・まん延防止

① 市内でのまん延防止対策の準備

- ・市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、県と連携し、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。（健康福祉部、関係部局）

② 予防接種

- ・国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を基本とし、職員等に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部、関係部局）

- ・事前に具体的な接種体制の構築の準備を進める。(総務部、関係部局)

(4) 医療

① 帰国者等への対応

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、県が設置する帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
(健康福祉部)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

- ・市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を実施するよう要請する。(健康福祉部、関係部局)

② 遺体の火葬・安置

- ・県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(健康福祉部、環境経済部)

3 国内発生早期（県内・市内未発生）～県内（市内）発生早期
○状況 ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態（県内未発生期）。 ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（県内（市内）発生早期）。
○目的 ・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・感染拡大に備えた体制の構築を行う。
○対策の考え方 ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、市内発生の状況等を踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染対策等をとる。 ・感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について、十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ・市内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の構築を急ぐ。 ・県と連携し、住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

（１）実施体制

① 対策の決定

○ 県内・市内未発生期

- ・状況に応じて、速やかに、市対策本部会議を開催し、全庁的な対策を強化する。（対策本部）

○ 県内・市内発生早期

- ・市内で初めて患者が発生した場合は、直ちに県へ連絡するとともに、市対策本部会議を開催し、当面実施すべき具体的な対策を決定する。（対策本部）
- ・国の現地対策本部が設置された場合は、千葉県対策本部及び現地対策本部と連携を緊密にする。（対策本部）

（２）情報提供・共有

① 情報提供

- ・市民に対して、国及び県から発表される、国内での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等を情報提供し、注意喚起を行う。（健康福祉部、関係部局）
- ・特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が

疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。（健康福祉部、関係部局）

- ・また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・関係部門は、県、関係機関等と対策の理由、プロセス等の共有を行う。（関係部局）

② 情報共有

- ・県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、県の対策の方針の迅速な把握と、対策の現場の情報提供を行う。（健康福祉部、関係部局）

③ 相談窓口の充実・強化

- ・国からの要請を受け、国が作成したQ&Aに基づき、「新型インフルエンザ等相談窓口」において、市民からの相談に対応する。（健康福祉部）
- ・市民からの問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。（健康福祉部）

(3) 予防・まん延防止

① 市内でのまん延防止対策

- ・市民、事業者、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。（健康福祉部）
- ・事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理、受診勧奨を要請する。（健康福祉部、関係部局）
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（健康福祉部、関係部局）
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（健康福祉部）

② 予防接種

- ・国の決定した住民接種の接種順位に基づき、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市民に対する予防接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。（健康福祉部、関係部局）
- ・市民に対する予防接種の実施に当たり、県と連携して、印旛健康福祉センター（印旛保健所）・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健康福祉部）

緊急事態宣言が発令された場合の措置

千葉県が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

・外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として、特措法第45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民、事業者等へ迅速に周知徹底を図る。（健康福祉部、関係部局）

・施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、市内の学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。（健康福祉部、関係部局）

・職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。（健康福祉部、関係部局）

・予防接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康福祉部）

緊急事態宣言が発令された場合の県が必要に応じて講じる措置

・特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、二次医療圏単位、県全域等）とする。

・特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命、健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

（４）医療

① 医療体制の構築

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、県が設置する帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（健康福祉部）

緊急事態宣言が発令された場合の県が必要に応じて講じる措置

・業務計画又は業務継続計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売を確保するために必要な措置を講じる。

（５）市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

- ・市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。（健康福祉部、関係部局）

② 市民・事業者への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動

を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。（環境経済部）

③ 遺体の火葬・安置

- ・ 県と連携し、手袋、不織布製マスク、被透過性納体袋等を、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に渡すよう調整する。（総務部、関係部局）
- ・ 遺体の撤去及び火葬に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（健康福祉部、環境経済部）

緊急事態宣言が発令された場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○水の安定供給

- ・ 水道事業者は、消毒その他の衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

○サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 市民に対しまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（健康福祉部、総務部）

○生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（環境経済部）

緊急事態宣言が発令された場合の県が必要に応じて講じる措置

○事業者の対応等

- ・指定（地方）公共機関は業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・市民生活及び市民経済の安定並びに医療の提供に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

○電気及びガス並びに水の安定供給

- ・業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- ・行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

○運送の確保

- ・業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

○サービス水準に係る県民への呼びかけ

- ・県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

○緊急物資の運送等

- ・緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

○生活関連物資の価格の安定等

- ・県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

○犯罪の予防・取締り

- ・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、国から悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整があった場合は対応する。

4 県内（市内）感染期
○状況 ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
○目的 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
○対策の考え方 ・ 感染拡大をとどめることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 ・ 状況に応じた感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について積極的な情報提供を行う。 ・ 欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・ 住民接種（臨時接種）を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（１）実施体制

② 対応策の変更

- ・ 市は国及び県の対処方針の変更に応じて、市の対応策の変更を行い、市民に周知する。（対策本部）

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

市は、緊急事態宣言が発令されている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 緊急事態宣言が発令された場合、速やかに、特措法に基づく市対策本部を設置する。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

（２）情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 県が県内感染期に入った旨の公表をした場合、市民に周知する。（健康福祉部、関係部局）
- ・ 市民に対し、市内外の発生状況と具体的な対策等を情報提供する。（健康福祉部、関係部局）

② 情報共有

- ・国、県が関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な把握と、流行や対策の状況の情報提供を行う。（健康福祉部、関係部局）

③ 相談窓口の継続

- ・引き続き、「新型インフルエンザ等相談窓口」において、市民からの相談に対応する。（健康福祉部）
- ・市民からの問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。（健康福祉部）

（３）予防・まん延防止

③ 県内（市内）でのまん延防止対策

- ・住民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（健康福祉部、関係部局）
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（健康福祉部、関係部局）
- ・市は県と連携して、市内にある病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（健康福祉部、関係部局）

④ 予防接種

- ・国内発生早期の対策を継続し、特定接種、住民接種（臨時接種）を進める。（健康福祉部、関係部局）

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

・外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として、特措法第 45 条第 1 項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合、市は、市民、事業者等へ迅速に周知徹底を図る。（健康福祉部、関係部局）

・施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、市内の学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。（健康福祉部、関係部局）

・職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。（健康福祉部、関係部局）

・予防接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康福祉部）

緊急事態宣言が発令されている場合の県が必要に応じて講じる措置

- ・特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命、健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

（４）医療

① 患者への対応等

- ・県が帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関においての新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを決定した場合、関係機関に周知する。（健康福祉部）

② 在宅で療養する患者への支援

- ・国や県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（健康福祉部）

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

市は、緊急事態宣言が発令されている場合、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。（健康福祉部）

緊急事態宣言が発令されている場合、県等が必要に応じて講じる措置

- ・国と連携し、医療機関の病床が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設で医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

（５）市民生活及び市民経済の安定の確保

④ 事業者の対応

- ・市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請する。（健康福祉部、関係部局）

⑤ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。（環境経済部）

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

市は、緊急事態宣言が発令されている場合、これまでの対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。

○水の安定供給

- ・水道事業者は、消毒その他の衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

○サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（健康福祉部、総務部）

○生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。（環境経済部）

○新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・国、県の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。（健康福祉部、関係部局）

○埋葬、火葬の特例等

- ・県の要請に基づき、火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ・県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。（健康福祉部、環境経済部）

緊急事態宣言が発令されている場合、県等が必要に応じて講じる措置

○業務の継続等

- ・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は必要とされる事業の継続を行う。
- ・国の行う事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ周知を行う。

○電気及びガス並びに水の安定供給

- ・業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- ・行動計画で定めるところにより、消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

○運送の確保

- ・業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

○サービス水準に係る県民への呼びかけ

- ・県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

○緊急物資の運送等

- ・緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

○物資の売渡しの要請等

- ・対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や、当該物資が既に他の都道府県による収用の対象になっている場合などの正当な理由がないにも関わらず、当該所有者等が応じないときには、必要に応じ、物資を収用する。

○生活関連物資等の価格の安定等

- ・県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討する。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、若しくは生じるおそれがあるときは、必要な措置を講じる。

○犯罪の予防・取締り

- ・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

○埋葬・火葬の特例等

- ・国の要請に基づき、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・国の要請に基づき、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ・遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

5 小康期
○状況 ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行はいったん終息している状況
○目的 ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
○対策の考え方 ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

③ 対応策の変更

- ・ 国及び県の小康期の対処方針の変更に伴い、市の対応策の変更を行う。(対策本部)

④ 対策の評価・見直し

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直しを行う。(全庁)

⑤ 対策本部の廃止

- ・ 国が緊急事態解除宣言を行ったときは、速やかに市対策本部を廃止する。(全庁)

(2) 情報提供・共有

④ 情報提供

- ・ 市民に対し、市内小康期に入った旨の周知を行う。
- ・ 第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性についての情報提供を行う。(健康福祉部、関係部局)
- ・ 市民から、「新型インフルエンザ等相談窓口」に寄せられた問い合わせから、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(健康福祉部)

⑤ 情報共有

- ・ 国、県が関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、県からの第二波に備えた体制の再構築に関する対策の方針の把握と現場での状況の情報提供を行う。(健康福祉部、関係部局)

⑥ 相談窓口の縮小

- ・ 国及び県の要請に基づき、状況を見ながら、「新型インフルエンザ等相談窓口」

を縮小する。(健康福祉部)

(3) 予防・まん延防止

⑤ 予防接種

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種（新臨時接種）を進める。(健康福祉部)

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

市は、緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する予防接種（臨時の予防接種）を進める。

(4) 医療

③ 医療体制

- ・県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に、必要に応じて協力する。(健康福祉部)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

⑥ 事業者の対応

- ・必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(環境経済部)

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

市は、緊急事態宣言が発令されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対応

(1) 実施体制

- ① 市は、国内外において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、庁内関係部門や関係機関との会議を開催し、国及び県の各種通知に基づき対策を協議、実施する。

(2) 情報提供・共有

- ① 市内で鳥インフルエンザウイルスの人への感染や発症が認められた場合、県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

- ① 人への鳥インフルエンザの感染対策
 - ・県が実施する接触者への対策（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）に協力する。
- ② 家きん等への防疫対策
 - ・鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、以下の対策を実施する。
 - 県が実施する、防疫指針に則した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）について協力する。

(4) 医療

- ① 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療については、県と協力し行う。

感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、県が実施する入院その他の必要な措置について協力する。

【用 語 解 説】

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment：PPE）及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

○咳エチケット

風邪など咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染症がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

- ・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。
- ・ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする（※前腕部で押さえるのは、他の場所へ触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。）。
- ・呼吸器系分泌物（鼻汁、痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないように注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携帯できるウェットティッシュを用意しておくことが推奨される。
- ・咳をしている人に、マスクの着用を促す。

※マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○備蓄物品

食料品（長期保存が可能なもの）の例

米、乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、各種調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）、即席めん類、缶詰、菓子類、育児用調整粉乳

日用品、衣料品の例

マスク（不織布製マスク）、体温計、ゴム手袋、（破れにくいもの）、水枕、氷枕、（頭や腋下の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）、消毒用アルコール（アルコールが 60%～80%程度含まれている消毒薬）、常備薬（胃腸

薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏、ガーゼ・コットン、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとなないもの）、洗剤（衣料、食器等）・石鹸、シャンプー・リンス、紙おむつ、生理用品（女性用）、ゴミ用ビニール袋、ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）カセットコンロ、カセットボンベ、懐中電灯、乾電池

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

○フェーズ

WHO（世界保健機関）が定める感染の広がり度合いを示すもの。感染が世界的に大流行する危険性や、事前対策を実施する必要性について知らせることを目的として、警戒レベルを1から6の6段階に分類している。

	区分	説明
主に動物感染であって人の感染はまれ	フェーズ1	ヒト感染のリスクが低い（動物間での感染のみ）
	フェーズ2	ヒト感染のリスクはより高い（動物から人への感染）
	フェーズ3	ヒトからヒトへの感染はないか、極めて限定される。
人から人への感染が確認されている。	フェーズ4	小規模な人から人への感染が発生している。
広範囲の人から人への感染（パンデミック）	フェーズ5	WHO の加盟の少なくとも2カ国で人から人への感染が発生している。
	フェーズ6	世界的大流行が発生し、急速に感染が拡大する状態

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウ

ウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。